**（案）**

**資料８**

平成２６年２月１９日現在

**大阪府  
受動喫煙の防止に関するガイドライン**

このガイドラインは、効果的に受動喫煙防止対策を推進するための府の指針です。

（イラスト）

老若男女の府民のイメージ

**受動喫煙とは？**

**受動喫煙とは、「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること」と定義されます。**

**受動喫煙により、たばこを吸わない周囲の健康にも悪影響を及ぼします。**

**すべての府民が受動喫煙から保護されることが必要です。**

**健康増進法第25条**

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、

飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、

受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（平成14年法律第103号、平成15年5月1日施行）

**受動喫煙による健康影響**

**たばこの煙には、発がん物質等の有害な化学物質が多く含まれています。**

**喫煙者本人はもとより、その周囲の人に対して、急性心筋梗塞、肺がん、子どもの呼吸器感染症・ぜんそく等の病気を発症する危険性があり、健康に悪い影響を与えます。**

**特に、健康被害を受けやすい子ども、妊婦、健康に問題がある方等には、受動喫煙による健康影響が及ばないようにする必要があります。**

（イラスト）

たばこの煙などをイメージ

PM2.5 とたばこの煙について

たばこの煙には多くの有害な微小な粒子が含まれており、全席喫煙の飲食店や喫煙室内のPM2.5 濃度は数百μg／m³ に及ぶこともあることが報告されています。

微小粒子状物質(PM2.5)に関する情報「微小粒子状物質（PM2.5）に関するよくある質問（Q&A）」環境省

**（イラスト中に記載する内容）**

●たばこの煙には、たばこの先からでる副流煙と、喫煙者が呼出する呼出煙があり、受動喫煙はこれらの煙を吸い込むことになります。

●受動喫煙による健康影響では、以下のことが報告されています。

・流涙、鼻閉、頭痛等の諸症状や呼吸抑制、心拍増加、血管収縮等生理学的反応等

・肺がんや循環器疾患等のリスクの上昇

・低出生体重児の出産の発生率が上昇

・乳幼児突然死症候群、子どもの呼吸器感染症や喘息発作の誘発など呼吸器疾患の原因

（厚生労働省健康局長通知　受動喫煙防止対策について　健発0225第2号平成22年2月25日）

微小粒子状物質（PM2.5）とは？

粒子の大きさが非常に小さい（髪の毛の太さの30 分の1以下）ため、肺の奥深くまで入りやすく、喘息や気管支炎などの呼吸器系疾患への影響のほか、肺がんのリスクの上昇や循環器系への影響も懸念されています。環境省が平成25 年２月に設置した「微小粒子状物質（PM2.5）に関する専門家会合」では、健康影響が出現する可能性が高くなると予測される濃度水準として、注意喚起のための暫定的な指針となる値を１日平均値70μg/m³ と定めています。但し、呼吸器系や循環器系の疾患のある者、小児や高齢者などでは、これより低い濃度でも健康影響が生じる可能性は否定できないとされています。

**全面禁煙の推進**

**受動喫煙の防止には、敷地内全面禁煙や建物内全面禁煙が最も効果的で、対策に必要な費用もかかりません。**

**特に、子ども、妊婦、健康に問題がある方等も多く利用する学校、医療機関、官公庁等の公共の場所では、敷地内全面禁煙又は建物内全面禁煙を推奨します。**

（定義）

**敷地内全面禁煙**

建物の屋内又はそれに準ずる環境が常に禁煙の状態に加え、施設敷地内の屋外も

常に禁煙の状態を維持すること。

**建物内全面禁煙**

建物屋内又はそれに準ずる環境が常に禁煙の状態を維持すること。

（イラスト）

建物内全面禁煙のイメージ

**注意**

**施設の出入口や建物開口部付近について**

施設の出入口や建物開口部（窓、ベランダ等）付近に喫煙場所を設けることで、屋外から施設内に流れ込んだ他人のたばこの煙を吸わされる場合があります。これらの場所では、喫煙場所を施設の出入口や建物開口部からできるだけ離すなど、必要な措置を講ずるよう努めてください。

（イラスト）

出入り口付近のたばこの煙に曝露される

妊婦と子どものイメージ

**全面禁煙が困難な場合の対策**

**受動喫煙防止のためには、全面禁煙が最も効果的ですが、全面禁煙の実施が困難でも、可能な範囲において、施設内における受動喫煙を防止するための対策が必要です。以下の内容を参考として、可能なところから取組んでください。**

**表示の推進**

利用者が選択可能な施設では、利用者の意図しない受動喫煙を防止するために、入口での受動喫煙防止対策実施状況に関して表示することを推奨します。

**種類**府の表示ステッカーは、「全面禁煙」「時間禁煙」の２種類です。



**：～：　時間禁煙**

**No-Smoking Hours**

**受動喫煙の防止にご協力ください**

**府章・大阪府**

（イラスト）

店頭表示のイメージ



**受動喫煙の防止にご協力ください**

**府章・大阪府**

**掲示場所**表示ステッカーは、施設利用者が容易に判別できるよう、施設の入口付近の見

やすい位置に掲示してください。

**表示の大きさ**表示ステッカーの大きさは日本工業規格Ａ6版(横105mm×縦148mm)以上を参考とします。

**全面禁煙宣言施設を募集しています！**

施設を全面禁煙（敷地内全面禁煙又は建物内全面禁煙）にし、さらに、申請していただくことで、禁煙宣言施設を府ホームページで公表しています。必要事項をご記入のうえ、お申し込みください。

**申請先**

大阪府健康医療部保健医療室 健康づくり課 生活習慣病・歯科・栄養グループ   
住所：〒５４０－８５７０ 大阪市中央区大手前２－１－２２   
電話：０６－６９４４－６６９４　ファックス：０６－６９４１－６６０６

**大阪府　健康づくり課　たばこ対策（募集要項等）**[**http://www.pref.osaka.jp/kenkozukuri/tabacco/link.html**](http://www.pref.osaka.jp/kenkozukuri/tabacco/link.html)

**時間禁煙**

特定の時間に限定して全面禁煙を実施する方法です。設備が不要で費用負担もありません。例えば、飲食店等ではランチタイムで実施されている例などがあります。

（イラスト）

禁煙時間の表示を行う飲食店の外観の様子、

その前で利用者が呟いているイメージ

（イラスト）

混雑しているランチタイムを禁煙としている飲食店内の様子

（病気の人や子ども連れを含む）イメージ

**分煙**

厚生労働省「分煙効果判定基準策定検討会報告書」（平成１４年６月）※等を参考に、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ない等、適切な受動喫煙防止措置を講ずるよう努めてください。喫煙可能区域を設定した場合においては、禁煙区域と喫煙可能区域を明確に表示し、周知を図り、理解と協力を求めるとともに、喫煙可能区域に子ども、妊婦、健康に問題がある方等が立ち入ることがないように、掲示などの措置を講じるよう努めてください。

※　厚生労働省「分煙効果判定基準策定検討会報告書」（平成１４年６月）

たばこ煙の漏れを防ぐための方策として、喫煙室でのみ喫煙を認め、喫煙室以外の場所を禁煙とすること、喫煙室以外の粉じん濃度が喫煙によって増加しないこと、喫煙室へ向かう気流が風速0.2ｍ/s以上であることなどが提示されている。

**受動喫煙防止対策に必要な配慮等ついて**

**家庭や車内等では**

限られた空間で長時間過ごすことになる家庭や車内等は、受動喫煙にさらされる時間が長い、あるいは濃度が高くなります。個人の生活空間であっても、これらの空間では、禁煙するなど受動喫煙の防止のための配慮が必要です。

（イラスト）

家庭や車内での取組に関する内容

**公園、遊園地や通学・通勤路等では**

屋外であっても、特に公園、遊園地や通学・通勤路などの空間においては、たばこの煙の影響だけでなく、やけど等の危険防止、環境美化などの観点からも取組みが行われています。

屋外であっても、特に子どもや妊婦の利用が想定される公共的な空間では、喫煙者は、喫煙を控える、あるいは、たばこの煙がたばこを吸わない人たちに及ばないよう、喫煙する際はできるだけ離れる等の配慮が必要です。

（イラスト）

屋外での取組みに関する内容

**府のたばこ対策について**

喫煙は、肺がん等、多くのがんや虚血性心疾患、脳血管疾患などの疾患の主要な原因であり、予防可能な成人死亡の最も大きな危険因子です。

府は、第２次大阪府健康増進計画に基づき、「たばこの健康影響についての正しい知識の普及啓発」「禁煙サポート」「受動喫煙防止の推進」を３本柱に、実効性のあるたばこ対策を推進しています。

（イラスト）

たばこ対策に関する内容

**たばこの健康影響や禁煙サポートに関する情報**

たばこに含まれるニコチンは、依存性をもち、禁煙を困難にしています。

喫煙による健康影響や禁煙の方法などについては、以下のホームページを参考にしていただけます。

厚生労働省　たばこと健康に関する情報ページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\_iryou/kenkou/tobacco/index.html

大阪府健康づくり課　たばこ対策　<http://www.pref.osaka.jp/kenkozukuri/tabacco/link.html>

大阪府医療機関情報システム　<http://www.mfis.pref.osaka.jp/apqq/qq/men/pwtpmenult01.aspx>

# 公益財団法人大阪府保健医療財団　大阪がん循環器病予防センター　気になる病気・健康のこと　http://www.osaka-ganjun.jp/health/lifestyle/tobacco.html

大阪府立成人病センター　がん予防情報センター　たばこ対策

http://www.mc.pref.osaka.jp/ocr/t\_measures/

（イラスト）

禁煙サポートに関する内容

**基本理念**

たばこの煙は喫煙者本人のみならず、たばこを吸わない周囲の健康にも悪影響を及ぼすものであり、府民の健康を守る立場から受動喫煙の防止に取り組むことが必要です。すべての府民に対する受動喫煙の防止対策に加えて、子ども、妊婦、健康に問題がある方等は重大な悪影響を受けるおそれがあることから特段の配慮がなされなければなりません。また、実際の取組みに際しては、個々の施設の特性を考慮しつつ、総合的かつ計画的に実施されなければなりません。府は、これらの基本理念にのっとり、受動喫煙のない社会の実現をめざします。

（イラスト）　府民のイメージ

**参考**

**たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約**

（Framework Convention on Tobacco Control : FCTC）

たばこの消費等が健康に及ぼす悪影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とし、たばこの規制について定めたものです。また、締結国の条約遂行を支援するためのガイドラインがあります。

**第8条　たばこの煙にさらされることからの保護**

締結国は、たばこの煙にさらされることが死亡、疾病及び障がいを引き起こすことが科学的根拠により明白に証明されていることを認識する。締結国は、屋内の職場、公共の輸送機関、屋内の公共の場所及び適当な場合には他の公共の場所におけるタバコの煙にさらされることからの保護を定める。

**「たばこの煙にさらされることからの保護」に関するガイドライン（抜粋）**

たばこの煙にさらされることからの保護の原則

・たばこの煙にさらされることについての安全なレベルというものはなく、二次喫煙の煙の毒性についての閾値などの概念は、科学的根拠と矛盾するため受け入れられない。

・換気、空気濾過、喫煙指定区域の使用（専用の換気装置の有無にかかわらず）など、100％の無煙環境以外のアプローチには効果がない。

・たばこの煙にさらされることから人々を保護するための立法措置が必要である。

「受動喫煙防止対策について」　厚生労働省健康局長　通知（平成22年2月25日）

「受動喫煙防止対策の徹底について」　厚生労働省健康局長　通知（平成24年10月29日）

「受動喫煙防止対策について」　厚生労働省健康局　がん対策・健康増進課長　事務連絡

（平成25年2月12日）